

○食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号） 三段表

<p>食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）</p>	<p>食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行令（平成三年政令第二百五十六号）</p>	<p>食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成三年農林水産省令第三十八号）</p>
<p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、食品等事業者が食料システム（食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第六十六号）第二条第五項に規定する食料システムをいう。第四条第一項第一号において同じ。）において農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための措置及び食品等の取引の適正化のための措置を講じ、もって農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。</p>		
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「食品等」とは、次に掲げる物をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第九項に規定する再生医療等製品に該当するものを除く。</p> <p>一 飲食品</p> <p>二 花きその他農林水産省令で定める農林水産物（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>三 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの（第一号に掲げるものを除く。）であつて、農林水産省令で定めるもの</p> <p>2 この法律において「食品等事業者」とは、食品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う者をいう。</p> <p>3 この法律において「農林漁業者」とは、農業者、林</p>		<p>(食品等に含まれる農林水産物等)</p> <p>第一条 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条第一項第二号の農林水産省令で定める農林水産物は、飲食品の原料又は材料として用される農林水産物とする。</p> <p>2 法第二条第一項第三号の農林水産省令で定めるものは、飲食品の原料又は材料として使用されるものとする。</p>

業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。

4 この法律において「安定取引関係確立事業活動」とは、食品等事業者が行う事業活動であつて、当該食品等事業者と農林漁業者との間における取引の機会の拡大、継続的な取引の実施その他の安定的な取引関係の確立を図るもの（当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併、会社の分割、出資の受入れ又は会社の設立若しくは清算その他農林水産省令で定める措置（以下「合併等の措置」という。）を含む。）をいう。

（法第二条第四項の農林水産省令で定める措置）
第二条 法第二条第四項の農林水産省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 株式交換
 - 二 株式移転
 - 三 株式交付
 - 四 事業又は資産の譲受け又は譲渡（外国におけるこれらに相当するものを含む。）
 - 五 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）
 - 六 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当を含むことを含み、当該譲渡により安定取引関係確立事業者等（安定取引関係確立事業活動等（法第二条第八項に規定する安定取引関係確立事業活動をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）の関係事業者でなくなる場合に限る。）
 - 七 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）
 - 八 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該株式若しくは持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）
 - 九 外国法人の設立又は清算
 - 十 有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。）に対する出資
 - 十一 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄
- 2 前項の「関係事業者」とは、安定取引関係確立事業者等がその経営を実質的に支配していると認められる他の事業者として次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 当該安定取引関係確立事業者等が、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百

分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を有する他の事業者

二 次のイ又はロに該当し、かつ、当該安定取引関係確立事業者等の役員又は職員が、その役員の総数の二分の一以上を占める他の事業者（ロに該当するもののうち、当該安定取引関係確立事業者等が第三の事業者（当該安定取引関係確立事業者等及び当該他の事業者以外の事業者をいう。以下この号において同じ。）と共同して金銭以外の資産の出資により設立した当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を当該安定取引関係確立事業者等及び当該第三の事業者が有する場合にあっては、当該他の事業者の役員又は職員のうちに当該安定取引関係確立事業者等の役員又は職員が占める割合が、当該他の事業者の役員又は職員のうちに他のいずれの事業者の役員又は職員が占める割合をも下回っていない事業者）

イ 当該安定取引関係確立事業者等が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有していること。
ロ 当該安定取引関係確立事業者等が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有しており、かつ、その有する発行済株式の数、出資口数又は出資価額が他のいずれの事業者の有するものをも下回っていないこと。

三 当該安定取引関係確立事業者等の子会社（第一号の事業者又は前号イ若しくはロに該当し、かつ、当該安定取引関係確立事業者等の役員又は職員が、その役員の総数の二分の一以上を占める事業者をいう。以下同じ。）又は当該安定取引関係確立事業者等及びその子会社が、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を有する事業者

四 次のイ又はロに該当し、かつ、当該安定取引関係確立事業者等の子会社又は当該安定取引関係確立事業者等及びその子会社の役員又は職員が、その役員の総数の二分の一以上を占める事業者

イ 当該安定取引関係確立事業者等の子会社又は当該安定取引関係確立事業者等及びその子会社が、

発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有していること。

ロ 当該安定取引関係確立事業者等の子会社又は当該安定取引関係確立事業者等及びその子会社が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有しており、かつ、その有する発行済株式の数、出資口数又は出資価額が他のいずれの事業者の有するものをも下回っていないこと。

3 第一項の「外国関係法人」とは、国内に本店又は主たる事務所を有する安定取引関係確立事業者等がその経営を実質的に支配していると認められる外国法人（新たに設立されるものを含む。）として次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該安定取引関係確立事業者等が、その発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下「株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を有する外国法人

二 次のイ又はロに該当し、かつ、当該安定取引関係確立事業者等の役員又は職員が、その役員その他これに相当する者（以下この項において「役員等」という。）の総数の二分の一以上を占める外国法人

イ 当該安定取引関係確立事業者等が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を有していること。

ロ 当該安定取引関係確立事業者等が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式等を有しており、かつ、他のいずれの事業者の有するものをも下回っていないこと。

三 当該安定取引関係確立事業者等の子会社若しくは前二号の外国法人（以下「子会社等」という。）又は当該安定取引関係確立事業者等及びその子会社等が、その株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を有する外国法人

四 次のイ又はロに該当し、かつ、当該安定取引関係確立事業者等の子会社等又は当該安定取引関係確立事業者等及びその子会社等の役員等又は職員が、その役員等の総数の二分の一以上を占める外国法人

5 この法律において「流通合理化事業活動」とは、食品等事業者が食品等の流通の効率化、品質管理又は衛生管理の高度化その他の食品等の流通の合理化による措置により、食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓を図る事業活動（当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併等の措置を含む。）をいう。

6 この法律において「環境負荷低減事業活動」とは、食品等事業者が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出の量の削減、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）第二条第二項に規定する食品廃棄物等の発生の抑制その他の環境への負荷の低減又は資源の有効利用を図る事業活動（当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併等の措置を含む。）をいう。

7 この法律において「消費者選択支援事業活動」とは、食品等事業者が行う事業活動であつて、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資する食品等その他の食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等の一般消費者による選択に資する情報の伝達を図るもの（当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併等の措置を含む。）をいう。

8 この法律において「連携支援事業」とは、食品等事業者間の取引の機会の創出、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化、研修その他の安定取引関係確立事業活動等（安定取引関係確立事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動又は消費者選択支援事業活動をいう。以下同じ。）に対する支援の事業を行う二以上の者が

イ 当該安定取引関係確立事業者等の子会社等又は当該安定取引関係確立事業者等及びその子会社等が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を有していること。
ロ 当該安定取引関係確立事業者等の子会社等又は当該安定取引関係確立事業者等及びその子会社等が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式等を有しており、かつ、他のいずれの事業者の有するものをも下回っていないこと。

<p>連携して行う当該事業をいう。</p> <p>9 この法律において「取引の適正化」とは、取引が適正に行われるようにするために取引条件の改善その他の措置をいう。</p> <p>10 この法律において「飲食料品等」とは、食品等のうち、飲食料品及びその原料又は材料として使用されるもの（農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、若しくは加工したものに限る。）をいう。</p>	<p>(国の責務)</p> <p>第三条 国は、食品等事業者による食品等の持続的な供給を実現するための事業活動及び当該事業活動に対する支援の事業の促進が図られるよう、必要な情報の収集、整理、分析及び提供その他の援助に努めなければならない。</p> <p>2 国は、食品等の持続的な供給の実現に向け、飲食料品等の持続的な供給に要する合理的な費用の考慮及び当該持続的な供給に資する取組が促進されること等により、食品等の取引の適正化が図られるよう、必要な情報の提供その他の援助に努めなければならない。</p>	<p>(留意事項)</p> <p>第四条 国は、食品等事業者による事業活動の促進のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>一 食品等事業者が気候の変動その他の食料システムを取り巻く環境の変化に即して、創意工夫を発揮して事業活動を積極的に行うことができるようにすること。</p> <p>二 食品等事業者の行う事業活動が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものとなるようにすること。</p> <p>2 国は、食品等の取引の適正化のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>一 食品等の多くが短期間で品質が低下しやすい性質を有することから、その取引の当事者間の取引上の地位に格差が生ずる場合があるため、その取引の適正化を図る必要性が高いこと。</p> <p>二 食品等の取引が適正かつ安定的に行われることにより、食品等事業者、農林漁業者及び一般消費者の</p>

利益に資するものとなるようにすること。

第二章 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための措置

第一節 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本方針

第五条 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 安定取引関係確立事業活動等の促進に関する次に掲げる事項

イ 安定取引関係確立事業活動等の促進の意義及び目標

ロ 安定取引関係確立事業活動等の実施に関する基本的な事項

二 連携支援事業の促進に関する次に掲げる事項

イ 連携支援事業の促進の意義及び目標

ロ 連携支援事業の実施に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、安定取引関係確立事業活動等及び連携支援事業の促進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制である場合にあつては、当該行政機関）に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

5 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第三項の規定によりこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二節 安定取引関係確立事業活動計画等

（安定取引関係確立事業活動計画の認定）

（安定取引関係確立事業活動計画の認定の申請）

第六条 安定取引関係確立事業活動を実施しようとする食品等事業者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、安定取引関係確立事業活動の実施に関する計画（以下「安定取引関係確立事業活動計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 安定取引関係確立事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 安定取引関係確立事業活動の目標
- 二 安定取引関係確立事業活動の内容及び実施時期
- 三 安定取引関係確立事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 四 安定取引関係確立事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度

3 安定取引関係確立事業活動計画においては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該者が行うそれぞれ当該各号に定める措置（当該安定取引関係確立事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する安定取引関係確立事業活動の促進に資するものに限る。）に関する事項を含めることができる。

- 一 農林漁業者（当該安定取引関係確立事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する安定取引関係確立事業活動に係る取引の相手方に限る。第五項第三号において同じ。） 農林水産物の生産又は加工の方式の導入又は改善
- 二 食品等事業者以外の者であつて、当該安定取引関係確立事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する安定取引関係確立事業活動に係る

第三条 法第六条第一項の規定により安定取引関係確立事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 安定取引関係確立事業活動計画
- 二 当該認定を受けようとする食品等事業者が法人である場合にあつては、その定款又はこれに代わる書類
- 三 当該認定を受けようとする食品等事業者が法人でない団体である場合にあつては、規約その他該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- 四 当該認定を受けようとする食品等事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

五 当該安定取引関係確立事業活動計画に法第六条第三項第二号に定める措置に関する事項を含める場合にあつては、次に掲げる書類

技術の研究開発を行うもの 当該技術の研究開発及びその成果の利用

4 安定取引関係確立事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。

一 第二項各号に掲げる事項として、次のイからハまでに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める事項

イ 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十項に規定する経営力向上（以下「経営力向上」という。） 同法第十七条第二項各号及び第四項第二号に掲げる事項

ロ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）の保有する技術の研究開発に係る設備等（施設、設備、機器、装置又は情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。以下同じ。）及び土地のうち安定取引関係確立事業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「安定取引関係確立設備等」という。）の利用 当該安定取引関係確立設備等の種類その他の当該安定取引関係確立設備等の利用の内容に関する事項

ハ 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十七項に規定する事業再編（以下「事業再編」という。） 同法第二十三条第三項各号に掲げる事項及び同条第四項に規定する措置に関する事項

二 前項第二号に定める措置に関する事項として、同号に掲げる者が研究機構の保有する安定取引関係確立設備等を利用する場合における前号ロに定める事項

イ 当該法第六条第三項第二号に定める措置を行う同号に掲げる者（以下この号において「安定取引関係確立研究開発事業者」という。）が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

ロ 安定取引関係確立研究開発事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

ハ 安定取引関係確立研究開発事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

（研究機構の安定取引関係確立設備等）
第四条 法第六条第四項第一号ロの農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものをいう。

一 安定取引関係確立事業活動に係る技術の開発に用いる設備等（法第六条第四項第一号ロに規定する設備等をいう。以下同じ。）

二 前号に掲げる設備等の円滑な利用を図るために必要な設備等及び土地

- 5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該安定取引関係確立事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 基本方針に照らし適切なものであること。
 - 二 当該安定取引関係確立事業活動計画に係る安定取引関係確立事業活動（第三項に規定する措置を含む。次条第二項及び第十九条において同じ。）が確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 当該安定取引関係確立事業活動の実施が農林漁業者の農林漁業経営の健全な発展に資すること等により、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。
 - 四 当該安定取引関係確立事業活動計画に前項第一号イに定める事項が記載されているときは、その内容が中小企業等経営強化法第十七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
 - 五 当該安定取引関係確立事業活動計画に前項第一号ハに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
- 6 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつたときは、遅滞なく、その内容を当該申請に係る安定取引関係確立事業活動計画の対象となる事業を所管する大臣（次項において「事業所管大臣」という。）に通知するものとする。
- 7 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。
- 8 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該安定取引関係確立事業活動計画に第四項第一号イに定める事項（農林水産大臣の所管する事業以外の事業に係るものに限る。）が記載されているときは、当該事項について、中小企業等経営強化法第七十三条第四項に規定する大臣（同法第七十五条第一項の規定により当該大臣の権限を行うこととされた地方支分部局の長を含む。）に協議し、その同意を得なければならぬ。この場合において、当該大臣は、当該事項が同法第十七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すると認めると

<p>9 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該安定取引関係確立事業活動計画に第四項第一号ハに定める事項（農林水産大臣の所管する事業以外の事業に係るものに限る。）が記載されているときは、当該事項について、産業競争力強化法第百四十七条第一項第九号に定める大臣（同法第百四十八条の規定により当該大臣の権限を委任することとされた地方支分部局の長を含む。）に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該大臣は、当該事項が同法第二十三条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すると認めるときは、その同意をするものとする。</p> <p>10 農林水産大臣は、第四項第一号ロに定める事項又は同項第二号に掲げる事項が記載された安定取引関係確立事業活動計画につき第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を研究機構に通知するものとする。</p>	
<p>（安定取引関係確立事業活動計画の変更等）</p> <p>第七条 安定取引関係確立事業活動計画につき前条第一項の認定を受けた食品等事業者（以下「認定安定取引関係確立事業者」という。）は、当該認定に係る安定取引関係確立事業活動計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>2 農林水産大臣は、認定安定取引関係確立事業者（当該認定安定取引関係確立事業者に係る前条第三項に規定する措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者を含む。第二十条において同じ。）が前条第一項の認定に係る安定取引関係確立事業活動計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に従って安定取引関係確立事業活動を実施していないと認</p>	
<p>（安定取引関係確立事業活動計画の変更の申請）</p> <p>第五条 法第七条第一項の規定により安定取引関係確立事業活動計画の変更の認定を受けようとする認定安定取引関係確立事業者は、氏名及び住所並びに変更しようとする理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>一 変更後の安定取引関係確立事業活動計画及び変更前の安定取引関係確立事業活動計画に従って行われる安定取引関係確立事業活動の実施状況を記載した書類</p> <p>二 第三条第二項第二号から第五号までに掲げる書類</p>	

めるときは、その認定を取り消すことができる。
3 前条第五項から第九項までの規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第十項の規定は当該認定及び前項の規定による認定の取消しについて、それぞれ準用する。

(流通合理化事業活動計画の認定等)
第八条 流通合理化事業活動を実施しようとする食品等事業者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、流通合理化事業活動の実施に関する計画(以下「流通合理化事業活動計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。

(流通合理化事業活動計画の認定の申請等)
第六条 法第八条第一項の規定により流通合理化事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者は、氏名及び住所を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 流通合理化事業活動計画
二 当該認定を受けようとする食品等事業者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

三 当該認定を受けようとする食品等事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

四 当該認定を受けようとする食品等事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

五 当該流通合理化事業活動計画に法第八条第三項に規定する措置に関する事項を含める場合にあっては、次に掲げる書類

イ 当該法第八条第三項に規定する措置を行う者(以下この号において「流通合理化研究開発事業者」という。)が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

ロ 流通合理化研究開発事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

ハ 流通合理化研究開発事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

3 前条の規定は、法第八条第七項において準用する法第七条第一項の規定により流通合理化事業活動計画の変更の認定を受けようとする認定流通合理化事業者について準用する。この場合において、前条第二項第二

2 流通合理化事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 流通合理化事業活動の目標

二 流通合理化事業活動の内容及び実施時期

三 流通合理化事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

四 流通合理化事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度

3 流通合理化事業活動計画においては、食品等事業者以外の者であつて、当該流通合理化事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する流通合理化事業活動に係る技術の研究開発を行うものが行う当該技術の研究開発及びその成果の利用（当該流通合理化事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する流通合理化事業活動の促進に資するものに限る。）に関する事項を含めることができる。

4 流通合理化事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。

一 第二項各号に掲げる事項として、次のイからハまでに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める事項

イ 経営力向上 中小企業等経営強化法第十七条第

二項各号及び第四項第二号に掲げる事項

ロ 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備

等及び土地のうち流通合理化事業活動に係る技術

の研究開発の促進に資するものとして農林水産省

令で定めるもの（以下「流通合理化設備等」とい

う。）の利用 当該流通合理化設備等の種類その

他の当該流通合理化設備等の利用の内容に関する

事項

ハ 事業再編 産業競争力強化法第二十三条第三項

各号に掲げる事項及び同条第四項に規定する措置

に関する事項

二 前項に規定する措置に関する事項として、同項に

規定する食品等事業者以外の者が研究機構の保有す

る流通合理化設備等を利用する場合における前号ロ

に定める事項

5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合

号中「第三条第二項第二号から第五号まで」とあるのは、「次条第二項第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。

（研究機構の流通合理化設備等）

第七条 法第八条第四項第一号ロの農林水産省令で定め

るものは、次に掲げるものをいう。

一 流通合理化事業活動に係る技術の開発に用いる設備等

二 前号に掲げる設備等の円滑な利用を図るために必要な設備等及び土地

において、当該流通合理化事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に照らし適切なものであること。

二 当該流通合理化事業活動計画に係る流通合理化事業活動（第三項に規定する措置を含む。第七項において読み替えて準用する前条第二項及び第十九条において同じ。）が確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該流通合理化事業活動の実施が食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓に相当程度資すること等により、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。

四 当該流通合理化事業活動計画に前項第一号イに定める事項が記載されているときは、その内容が中小企業等経営強化法第十七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

五 当該流通合理化事業活動計画に前項第一号ハに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

6 第六条第六項から第十項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第六項及び第八項から第十項までの規定中「安定取引関係確立事業活動計画」とあるのは「流通合理化事業活動計画」と、同条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第八条第四項第一号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第八条第四項第一号ハ」と、同条第十項中「第四項第一号ロ」とあるのは「第八条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。

7 前条の規定は、流通合理化事業活動計画につき第一項の認定を受けた食品等事業者（以下「認定流通合理化事業者」という。）について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第三項に規定する措置を行う者」とあるのは「次条第三項に規定する措置を行う者を含む。」と、同条第三項中「前条第五項から第九項まで」とあるのは「前条第六項から第九項まで及び次条第五項」と、「同条第十項」とあるのは

「前条第十項」と、同項において準用する第六条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第八条第四項第一号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第八条第四項第一号ハ」と、同条第十項中「第四項第一号ロ」とあるのは「第八条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。

(環境負荷低減事業活動計画の認定等)

第九条 環境負荷低減事業活動を実施しようとする食品等事業者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画(以下「環境負荷低減事業活動計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。

(環境負荷低減事業活動計画の認定の申請等)

第八条 法第九条第一項の規定により環境負荷低減事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者は、氏名及び住所を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 環境負荷低減事業活動計画
二 当該認定を受けようとする食品等事業者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

三 当該認定を受けようとする食品等事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定目を記載した書類

四 当該認定を受けようとする食品等事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

五 当該環境負荷低減事業活動計画に法第九条第三項に規定する措置に関する事項を含める場合にあっては、次に掲げる書類

イ 当該法第九条第三項に規定する措置を行う者(以下この号において「環境負荷低減研究開発事業者」という。)が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

ロ 環境負荷低減研究開発事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定目を記載した書類

ハ 環境負荷低減研究開発事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

3 第五条の規定は、法第九条第八項において準用する法第七条第一項の規定により環境負荷低減事業活動計画の変更の認定を受けようとする認定環境負荷低減事

- 2 環境負荷低減事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 環境負荷低減事業活動の目標
 - 二 環境負荷低減事業活動の内容及び実施時期
 - 三 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 環境負荷低減事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度
- 3 環境負荷低減事業活動計画においては、食品等事業者以外の者であつて、当該環境負荷低減事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する環境負荷低減事業活動に係る技術の研究開発を行うものが行う当該技術の研究開発及びその成果の利用（当該環境負荷低減事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する環境負荷低減事業活動の促進に資するものに限る。）に関する事項を含めることができる。
 - 4 環境負荷低減事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。
 - 一 第二項各号に掲げる事項として、次のイからニまでに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める事項
 - イ 経営力向上 中小企業等経営強化法第十七条第二項各号及び第四項第二号に掲げる事項
 - ロ 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等及び土地のうち環境負荷低減事業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「環境負荷低減設備等」という。）の利用 当該環境負荷低減設備等の種類その他の当該環境負荷低減設備等の利用の内容に関する事項
 - ハ 産業競争力強化法第二十一条の二十第二項第二号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応 同法第二十一条の二十二第三項各号に掲げる事項
 - ニ 事業再編 産業競争力強化法第二十三条第三項各号に掲げる事項及び同条第四項に規定する措置

業者について準用する。この場合において、第五条第二項第二号中「第三条第二項第二号から第五号まで」とあるのは、「第八条第二項第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。

- （研究機構の環境負荷低減設備等）
- 第九条 法第九条第四項第一号ロの農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものをいう。
- 一 環境負荷低減事業活動に係る技術の開発に用いる設備等
 - 二 前号に掲げる設備等の円滑な利用を図るために必要な設備等及び土地

に關する事項

二 前項に規定する措置に關する事項として、同項に規定する食品等事業者以外の者が研究機構の保有する環境負荷低減設備等を利用する場合における前号ロに定める事項

5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該環境負荷低減事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に照らし適切なものであること。

二 当該環境負荷低減事業活動計画に係る環境負荷低減事業活動（第三項に規定する措置を含む。第八項において読み替えて準用する第七条第二項及び第九条において同じ。）が確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該環境負荷低減事業活動が、食品等の製造、加工、流通又は販売に關する技術水準並びに当該食品等事業者の事業の性質及び規模に照らして適切な食品等の製造、加工、流通又は販売の方法を用いて実施されること等により、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資することを通じて、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。

四 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第一号イに定める事項が記載されているときは、その内容が中小企業等経営強化法第十七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当事業活動に係るものであること。

五 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第一号ハに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第二十一条の二十二第四項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当事業活動に係るものであること。

六 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第一号ニに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当事業活動に係るものであること。

6 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該環境負荷低減事業活動計画に第四項第一号ハに定める事項（農林水産大臣の所管する事業以外の事業に係るものに限る。）が記載されているとき

は、当該事項について、産業競争力強化法第百四十七
 条第一項第七号に定める大臣（同法第百四十八条の規
 定により当該大臣の権限を委任することとされた地方
 支分部局の長を含む。）に協議し、その同意を得なけ
 ればならない。この場合において、当該大臣は、当該
 事項が同法第二十一条の二十二第四項の規定により同
 条第一項の認定をすることができる場合に該当すると
 認めるときは、その同意をするものとする。

7 第六条第六項から第十項までの規定は、第一項の認
 定について準用する。この場合において、同条第六項
 及び第八項から第十項までの規定中「安定取引関係確
 立事業活動計画」とあるのは「環境負荷低減事業活動
 計画」と、同条第八項中「第四項第一号イ」とあるの
 は「第九条第四項第一号イ」と、同条第九項中「第四
 項第一号ハ」とあるのは「第九条第四項第一号ニ」と
 、同条第十項中「第四項第一号ロ」とあるのは「第九
 条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。

8 第七条の規定は、環境負荷低減事業活動計画につき
 第一項の認定を受けた食品等事業者（以下「認定環境
 負荷低減事業者」という。）について準用する。この
 場合において、同条第二項中「前条第三項に規定する
 措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者を含む。第二
 十条において同じ。」とあるのは「第九条第三項に規
 定する措置を行う者を含む。」と、同条第三項中「前
 条第五項から第九項まで」とあるのは「前条第六項か
 ら第九項まで並びに第九条第五項及び第六項」と、「
 同条第十項」とあるのは「前条第十項」と、同項にお
 いて準用する第六条第八項中「第四項第一号イ」とあ
 るのは「第九条第四項第一号イ」と、同条第九項中「
 第四項第一号ハ」とあるのは「第九条第四項第一号ニ
 」と、同条第十項中「第四項第一号ロ」とあるのは「
 第九条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。

（消費者選択支援事業活動計画の認定等）
 第十条 消費者選択支援事業活動を実施しようとする食
 品等事業者は、農林水産省令で定めるところにより、
 単独で又は共同して、消費者選択支援事業活動の実施
 に関する計画（以下「消費者選択支援事業活動計画」
 という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して
 、その認定を受けることができる。

（消費者選択支援事業活動計画の認定の申請等）
 第十条 法第十条第一項の規定により消費者選択支
 援事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者は、
 氏名及び住所を記載した申請書を農林水産大臣に提出
 しなければならない。
 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなけれ
 ばならない。
 一 消費者選択支援事業活動計画
 二 当該認定を受けようとする食品等事業者が法人で

- 2 消費者選択支援事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 消費者選択支援事業活動の目標
 - 二 消費者選択支援事業活動の内容及び実施時期
 - 三 消費者選択支援事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 消費者選択支援事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度
- 3 消費者選択支援事業活動計画においては、食品等事業者以外の者であつて、当該消費者選択支援事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する

- ある場合にあつては、その定款又はこれに代わる書面
- 三 当該認定を受けようとする食品等事業者が法人でない団体である場合にあつては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
 - 四 当該認定を受けようとする食品等事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
 - 五 当該消費者選択支援事業活動計画に法第十条第三項に規定する措置に関する事項を含める場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 当該法第十条第三項に規定する措置を行う者（以下この号において「消費者選択支援研究開発事業者」という。）が法人である場合にあつては、その定款又はこれに代わる書面
 - ロ 消費者選択支援研究開発事業者が法人でない団体である場合にあつては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
 - ハ 消費者選択支援研究開発事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
 - 3 第五条の規定は、法第十条第七項において準用する法第七条第一項の規定により消費者選択支援事業活動計画の変更の認定を受けようとする認定消費者選択支援事業者について準用する。この場合において、第五条第二項第二号中「第三条第二項第二号から第五号まで」とあるのは、「第十条第二項第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。

消費者選択支援事業活動に係る技術の研究開発を行うものが行う当該技術の研究開発及びその成果の利用（当該消費者選択支援事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する消費者選択支援事業活動の促進に資するものに限る。）に関する事項を含めることができる。

4 消費者選択支援事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。

一 第二項各号に掲げる事項として、次のイからハまでに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める事項

イ 経営力向上 中小企業等経営強化法第十七条第

二項各号及び第四項第二号に掲げる事項

ロ 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等及び土地のうち消費者選択支援事業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「消費者選択支援設備等」という。）の利用 当該消費者選択支援設備等の種類その他の当該消費者選択支援設備等の利用の内容に関する事項

ハ 事業再編 産業競争力強化法第二十三条第三項各号に掲げる事項及び同条第四項に規定する措置に関する事項

二 前項に規定する措置に関する事項として、同項に規定する食品等事業者以外の者が研究機構の保有する消費者選択支援設備等を利用する場合における前号ロに定める事項

5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該消費者選択支援事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に照らし適切なものであること。

二 当該消費者選択支援事業活動計画に係る消費者選択支援事業活動（第三項に規定する措置を含む。第七項において読み替えて準用する第七条第二項及び第十九条において同じ。）が確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該消費者選択支援事業活動が、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資する食品等その他の食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等に係る正確な情報の管理及び伝達の方法を用いて実施されること等により、一般消費者によるこれらの食品等

（研究機構の消費者選択支援設備等）

第十一条 法第十条第四項第一号ロの農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものをいう。

一 消費者選択支援事業活動に係る技術の開発に用いる設備等

二 前号に掲げる設備等の円滑な利用を図るために必要な設備等及び土地

の選択に資することを通じて、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。

四 当該消費者選択支援事業活動計画に前項第一号イに定める事項が記載されているときは、その内容が中小企業等経営強化法第十七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

五 当該消費者選択支援事業活動計画に前項第一号ハに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

6 第六条第六項から第十項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第六項及び第八項から第十項までの規定中「安定取引関係確立事業活動計画」とあるのは「消費者選択支援事業活動計画」と、同条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第十条第四項第一号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第十条第四項第一号ハ」と、同条第十項中「第四項第一号ロ」とあるのは「第十条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。

7 第七条の規定は、消費者選択支援事業活動計画につき第一項の認定を受けた食品等事業者（以下「認定消費者選択支援事業者」という。）について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第三項に規定する措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者を含む。第二十条において同じ。」とあるのは「第十条第三項に規定する措置を行う者を含む。」と、同条第三項中「前条第五項から第九項まで」とあるのは「前条第六項から第九項まで及び第十条第五項」と、「同条第六項」とあるのは「前条第十項」と、同項において準用する第六条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第十条第四項第一号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第十条第四項第一号ハ」と、同条第十項中「第四項第一号ロ」とあるのは「第十条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。

第三節 連携支援計画

(連携支援計画の認定)

(連携支援計画の認定の申請)

第十一条 連携支援事業を実施しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、共同して、連携支援事業の実施に関する計画（以下「連携支援計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 連携支援計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 連携支援事業の目標
- 二 連携支援事業の内容及び実施時期
- 三 連携支援事業を実施する者の役割分担、相互の提携又は連絡に関する事項

3 連携支援計画においては、連携支援事業の実施に当たつての補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下この項及び第十八条において「補助金等適正化法」という。）第二十二條に規定する財産をいう。以下この項において同じ。）の活用（補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等適正化法第二條第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）に関する事項を記載することができる。

4 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該連携支援計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。ただし、当該連携支援計画に前項に規定する事項の記載がある場合にあつては、あらかじめ当該事項に係る関係行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

- 一 基本方針に照らし適切なものであること。
- 二 当該連携支援計画に係る連携支援事業が確実に実施されると見込まれるものであること。

（連携支援計画の変更等）

第十二条 法第十一条第一項の規定により連携支援計画の認定を受けようとする者（以下「連携支援事業者」という。）は、氏名及び住所を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 連携支援計画
- 二 当該認定を受けようとする連携支援事業者が法人（地方公共団体を除く。）である場合にあつては、その定款又はこれに代わる書面
- 三 当該認定を受けようとする連携支援事業者が法人でない団体である場合にあつては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

四 法第十一条第三項の事項を記載する場合には、補助金等交付財産（同項に規定する補助金等交付財産をいう。以下同じ。）の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類

（連携支援計画の変更の認定の申請）

第十二条 連携支援計画につき前条第一項の認定を受けた者（以下「認定連携支援事業者」という。）は、当該認定に係る連携支援計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

- 2 農林水産大臣は、認定連携支援事業者が前条第一項の認定に係る連携支援計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第十八条において「認定連携支援計画」という。）に従って連携支援事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 前条第四項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

第四節 支援措置等

第一款 中小企業等経営強化法の特例

第十三条 安定取引関係確立事業活動等を実施しようとする食品等事業者（中小企業等経営強化法第二条第六項に規定する特定事業者等に該当するものに限る。）が次の各号に掲げる計画につきそれぞれ当該各号に定める認定を受けたときは、当該食品等事業者に対する同法第十七条第一項の認定（同法第十八条第一項の規定による変更の認定を含む。）があったものとみなして、同法第十八条第二項、第十九条、第二十三条、第二十九条、第七十条第三項及び第七項、第七十一条第二項、第七十三条第四項、第七十五条第一項並びに第七十六条の規定を適用する。

- 一 安定取引関係確立事業活動計画（第六条第四項第一号イに定める事項が記載されているものに限る。）
- 二 同条第一項の認定（第七条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）
- 二 流通合理化事業活動計画（第八条第四項第一号イ

第十三条 法第十二条第一項の規定により連携支援計画の変更の認定を受けようとする認定連携支援事業者は、氏名及び住所並びに変更しようとする理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。
- 一 変更後の連携支援計画及び変更前の連携支援計画に従って行われる連携支援事業の実施状況を記載した書類
- 二 前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類

<p>に定める事項が記載されているものに限る。) 同条第一項の認定(同条第七項において準用する第七条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。)</p> <p>三 環境負荷低減事業活動計画(第九条第四項第一号イに定める事項が記載されているものに限る。)</p> <p>同条第一項の認定(同条第八項において準用する第七条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。)</p> <p>四 消費者選択支援事業活動計画(第十条第四項第一号イに定める事項が記載されているものに限る。)</p> <p>同条第一項の認定(同条第七項において準用する第七条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。)</p>	
<p>第二款 研究機構の研究開発設備等の供用及び協力に係る業務</p> <p>第十四条 研究機構は、安定取引関係確立設備等を認定安定取引関係確立事業者(第六条第三項第二号に掲げる者を含む。第五項において同じ。)の利用(当該認定安定取引関係確立事業者が行う同条第一項の認定に係る安定取引関係確立事業活動に関するものに限る。)に供する業務を行うことができる。</p> <p>2 研究機構は、流通合理化設備等を認定流通合理化事業者(第八条第三項に規定する措置を行う者を含む。第五項及び第二十条において同じ。)の利用(当該認定流通合理化事業者が行う第八条第一項の認定に係る流通合理化事業活動に関するものに限る。)に供する業務を行うことができる。</p> <p>3 研究機構は、環境負荷低減設備等を認定環境負荷低減事業者(第九条第三項に規定する措置を行う者を含む。第五項及び第二十条において同じ。)の利用(当該認定環境負荷低減事業者が行う第九条第一項の認定に係る環境負荷低減事業活動に関するものに限る。)に供する業務を行うことができる。</p> <p>4 研究機構は、消費者選択支援設備等を認定消費者選択支援事業者(第十条第三項に規定する措置を行う者を含む。次項及び第二十条において同じ。)の利用(当該認定消費者選択支援事業者が行う第十条第一項の認定に係る消費者選択支援事業活動に関するものに限る。)に供する業務を行うことができる。</p>	

5 研究機構は、認定安定取引関係確立事業者、認定流通合理化事業者、認定環境負荷低減事業者又は認定消費者選択支援事業者の依頼に応じて、前各項に規定する業務の実施に関し専門家の派遣その他必要な協力の業務を行うことができる。

第三款 株式会社日本政策金融公庫の行う安定取引関係確立事業活動等促進業務

(資金の貸付け)

第十五条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号。以下「公庫法」という。)第十一条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に該当するものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつてそれぞれ当該各号に定めるもの(他の金融機関が融通することを困難とするものであつて、その償還期限が十年を超えるものに限る。)のうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

- 一 認定安定取引関係確立事業者(中小企業者(公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。))に限る。)
 - 二 認定流通合理化事業者(中小企業者に限る。)
 - 三 認定環境負荷低減事業者(中小企業者に限る。)
 - 四 認定消費者選択支援事業者(中小企業者に限る。)
- 第九條第一項の認定に係る環境負荷低減事業活動計画に従つて環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金
- 第十條第一項の認定に係る消費者選択支援事業活動計画に従つて消費者選択支援事業活動を実施するために必要な資金
- 2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、公庫が定める。

(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率等)

第一条 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正

<p>第五十三條</p>	<p>第三十一條第二項第一号口及び第四十一條第二号</p>	<p>第十二條第一項</p>	<p>第十一條第一項第六号</p>	<p>掲げる業務</p>	<p>3 第一項の規定により公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての公庫法第十一條第一項第六号、第十二條第一項、第三十一條第二項第一号口、第四十一條第二号、第五十三條、第五十八條、第五十九條第一項、第六十四條第一項第四号、第七十三條第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>同項第五号</p>	<p>同項第五号</p>	<p>掲げる業務</p>	<p>掲げる業務</p>	<p>第十六條 公庫は、公庫法第十一條の規定にかかわらず、認定流通合理化事業者（中小企業者及び海外におけるこれに準ずるものとして農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものに限る。）が第八條第一項の認定に係る流通合理化事業活動計画に従つて海外において流通合理化事業活動を実施するために必要な長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む）を行うことができる。</p> <p>2 前項に規定する債務の保証は、公庫法の適用については、公庫法第十一條第一項第二号の規定による公庫法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。</p>	<p>化に関する法律（平成三年法律第五十九号。次条において「法」という。）第十五條第二項の政令で定める利率、償還期限及び据置期間の範囲は、利率については最高年八分五厘、償還期限については据置期間を含め二十五年、据置期間については三年とする。</p>
<p>食品等持続的供給法第十五條第一項に規定する業務並びに第十</p>	<p>食品等持続的供給法第十五條第一項に規定する業務並びに第十</p>	<p>掲げる業務及び食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等持続的供給法」という。）第十五條第一項に規定する業務</p>	<p>掲げる業務及び食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等持続的供給法」という。）第十五條第一項に規定する業務</p>	<p>掲げる業務及び食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等持続的供給法」という。）第十五條第一項に規定する業務</p>	<p>食品等持続的供給法第十五條第一項に規定する業務並びに第十</p>

第五十八条及び第五十九条 第一項	この法律	一条第一項第五号
第六十四条第一項第四号	又は別表第二第二号に掲げる業務	若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は食品等持続的供給法第十五条第一項に規定する業務
第七十三条第三号	同項第五号	食品等持続的供給法第十五条第一項に規定する業務並びに第十条第一項第五号
別表第二第九号	第十一号又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務	若しくは別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は食品等持続的供給法第十五条第一項に規定する業務

第四款 産業競争力強化法の特例

第十七条 安定取引関係確立事業活動を実施しようとする食品等事業者がその安定取引関係確立事業活動計画（第六条第四項第一号ハに定める事項が記載されているものに限る。）につき同条第一項の認定を受けたときは、当該食品等事業者に対する産業競争力強化法第二十三条第一項の認定（同法第二十四条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）があつたものとみなして、同法第二十三条第六項、第二十四条（第一項を除く。）、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条、第四百四十四条第一項、第四百四十七条第一項及び第二項、第四百四十八条並びに第四百五十六条から第四百五十八条までの規定を適用する。

2 流通合理化事業活動を実施しようとする食品等事業者がその流通合理化事業活動計画（第八条第四項第一号ハに定める事項が記載されているものに限る。）につき同条第一項の認定を受けたときは、当該食品等事業者に対する産業競争力強化法第二十三条第一項の認定があつたものとみなして、同条第六項、同法第二十四条（第一項を除く。）、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条、第四百四十四条第一項、第四百四十七条第一項及び第二項、第四百四十八条並びに第四百五十六条から第四百五十八条までの規定を適用する。

3 環境負荷低減事業活動を実施しようとする食品等事業者がその環境負荷低減事業活動計画（第九条第四項

<p>第一号ハに定める事項が記載されているものに限る。 ()につき同条第一項の認定を受けたときは、当該食品等事業者に対する産業競争力強化法第二十一条の第二第一項の認定(同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定を含む。)があつたものとみなして、同法第二十一条の二十二第五項、第二十一条の二十三(第一項を除く。)、第二十一条の二十四(第一項第二号を除く。)、第四百四十四条第一項、第四百四十七条第一項及び第二項、第四百四十八条、第四百五十六条並びに第四百五十七条の規定を適用する。</p> <p>4 環境負荷低減事業活動を実施しようとする食品等事業者がその環境負荷低減事業活動計画(第九条第四項第一号ニに定める事項が記載されているものに限る。)につき同条第一項の認定を受けたときは、当該食品等事業者に対する産業競争力強化法第二十三条第一項の認定があつたものとみなして、同条第六項、同法第二十四条(第一項を除く。)、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条、第四百四十四条第一項、第四百四十七条第一項及び第二項、第四百四十八条並びに第四百五十六から第四百五十八条までの規定を適用する。</p> <p>5 消費者選択支援事業活動を実施しようとする食品等事業者がその消費者選択支援事業活動計画(第十条第四項第一号ハに定める事項が記載されているものに限る。)につき同条第一項の認定を受けたときは、当該食品等事業者に対する産業競争力強化法第二十三条第一項の認定があつたものとみなして、同条第六項、同法第二十四条(第一項を除く。)、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条、第四百四十四条第一項、第四百四十七条第一項及び第二項、第四百四十八条並びに第四百五十六から第四百五十八条までの規定を適用する。</p>	<p>第五款 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例</p> <p>第十八条 認定連携支援事業者が認定連携支援計画(第十一条第三項に規定する事項が記載されているものに限る。)に従つて連携支援事業を行う場合においては、当該認定連携支援事業者が同条第一項の認定又は第十二条第一項の規定による変更の認定を受けたことをもつて、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。</p>

第六款 雑則

(資金の確保)

第十九条 国は、第六条第一項の認定に係る安定取引関係確立事業活動、第八条第一項の認定に係る流通合理化事業活動、第九条第一項の認定に係る環境負荷低減事業活動若しくは第十条第一項の認定に係る消費者選択支援事業活動（以下「認定安定取引関係確立事業活動等」という。）又は第十一条第一項の認定に係る連携支援事業（以下「認定連携支援事業」という。）に必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第二十条 国は、認定安定取引関係確立事業者、認定流通合理化事業者、認定環境負荷低減事業者若しくは認定消費者選択支援事業者（次条及び第二十三条第二号において「認定安定取引関係確立事業者等」という。）又は認定連携支援事業者に対し、認定安定取引関係確立事業活動等又は認定連携支援事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告)

第二十一条 農林水産大臣は、認定安定取引関係確立事業者等又は認定連携支援事業者に対し、認定安定取引関係確立事業活動等又は認定連携支援事業の実施状況について報告を求めることができる。

第五節 食品等持続的供給推進機構

(指定)

第二十二条 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動を推進することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、食品等持続的供給推進機構（以下「推進機構」という。）として指定することができる。

(食品等持続的供給推進機構の指定の申請)

- 第十四条 法第二十二条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 事務所の所在地
 - 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 定款
 - 二 登記事項証明書
 - 三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書面
 - 五 法第二十三条各号に掲げる業務の実施に関する基

<p>2 農林水産大臣は、前項の規定による指定（第三十一条において「指定」という。）をしたときは、当該推進機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示するものとする。</p> <p>3 推進機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。</p> <p>4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示するものとする。</p>		<p>本的な計画</p> <p>六 法第二十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面</p> <p>（名称等の変更の届出）</p> <p>第十五条 法第二十二條第三項の規定による届出をしようとする同条第一項に規定する食品等持統的供給推進機構（以下「推進機構」という。）は、次の事項を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地</p> <p>二 変更しようとする日</p> <p>三 変更の理由</p>
<p>（業務）</p> <p>第二十三条 推進機構は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 認定安定取引関係確立事業活動等及び認定連携支援事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。</p> <p>二 認定安定取引関係確立事業者等又は認定連携支援事業者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。</p> <p>三 食品等の持統的な供給に関する情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。</p> <p>四 食品等の持統的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動を推進するために必要とされる事項について、照会及び相談に応ずることその他の援助を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>		
<p>（業務の委託）</p> <p>第二十四条 推進機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。</p>		<p>（推進機構の業務の一部委託の認可の申請）</p> <p>第十六条 推進機構は、法第二十四条第一項の規定により業務の一部を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託認可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 委託を必要とする理由</p> <p>二 委託しようとする法人の名称及び住所並びに代表</p>

<p>2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。</p>		<p>者の氏名</p> <ol style="list-style-type: none"> 三 委託しようとする法人の事務所の所在地 四 委託しようとする業務内容及び範囲 五 委託の期間 2 前項の委託認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 一 委託しようとする法人の定款 二 委託しようとする法人の登記事項証明書
<p>(業務規程の認可)</p> <p>第二十五条 推進機構は、第二十三条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を行うときは、債務保証業務の開始前に、債務保証業務の実施に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。</p>		<p>(業務規程の記載事項)</p> <p>第十七条 法第二十五条第三項の業務規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 被保証人の資格 二 保証の範囲 三 保証の金額の合計額の最高限度 四 一被保証人についての保証の金額の最高限度 五 保証に係る資金の種類及びその融資期間の最高限度 六 保証契約の締結及び変更に関する事項 七 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項 八 保証債務の弁済に関する事項 九 求償権の行使方法及び消却に関する事項 十 業務の委託に関する事項
<p>(事業計画等)</p> <p>第二十六条 推進機構は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し</p>		<p>(事業計画等の認可の申請)</p> <p>第十八条 推進機構は、法第二十六条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始</p>

、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 推進機構は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)
第二十七条 推進機構は、債務保証業務を行う場合には、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(農林水産省令への委任)
第二十八条 前二条に定めるもののほか、推進機構が債務保証業務を行う場合における推進機構の財務及び会計に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
 - 二 収支予算書
 - 三 前事業年度の予定貸借対照表
 - 四 当該事業年度の予定貸借対照表
 - 五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類
- 2 前項第一号の事業計画書には、法第二十三条各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。
- 3 第一項第二号の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

(事業計画等の変更の認可の申請)
第十九条 推進機構は、法第二十六条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(事業報告書等の承認の申請)
第二十条 推進機構は、法第二十六条第二項の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を提出して申請しなければならない。

(経理原則)
第二十一条 推進機構は、法第二十三条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理

<p>第三十条 農林水産大臣は、第二十三条各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、推進機構に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	<p>(報告及び検査) 第二十九条 農林水産大臣は、第二十三条各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、推進機構に対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は当該職員に、推進機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	
<p>(改善命令)</p>		<p>しななければならない。</p> <p>(区分経理の方法) 第二十二條 推進機構は、債務保証業務に係る経理について特別の勘定(次項において「債務保証業務特別勘定」という。)を設け、債務保証業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。 2 債務保証業務特別勘定においては、債務保証業務に関する資産、負債、資本、費用及び収益に関する経理を整理しなければならない。</p> <p>(会計規程) 第二十三條 推進機構は、その財務及び会計に関し、法及びこの省令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。 2 推進機構は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 3 推進機構は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく農林水産大臣に提出しなければならない。</p>

<p>(指定の取消し)</p> <p>第三十一条 農林水産大臣は、推進機構が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第二十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。 二 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。 三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。 四 第二十五条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。 <p>2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示するものとする。</p>	<p>第三十二条 農林水産大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第二十四条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条第一項の認可をしようとするとき。 二 第二十六条第二項の承認をしようとするとき。 三 第二十八条の農林水産省令を定めようとするとき。 	<p>第三章 食品等の取引の適正化のための措置</p> <p>第一節 食品等の取引の適正化に関する基本的な方針</p> <p>第三十三条 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化の推進の意義に関する事項 二 飲食品等の取引の適正化に関し、飲食品等事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項 三 第四十二条第一項に規定する指定飲食品等に係る措置に関する事項 四 食品等の取引の適正化に関し、一般消費者その他

の関係者による理解の増進に関する基本的な事項
五 その他食品等の取引の適正化の推進に関し必要な事項

3 この章において「飲食料品等事業者等」とは、飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者及び飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者をいう。

4 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制である場合にあつては、当該行政機関）に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

6 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第四項の規定によりこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二節 食品等取引実態調査等

(食品等取引実態調査)
第三十四条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況、取引条件に関する協議の状況その他食品等の取引の実態に関する調査（以下「食品等取引実態調査」という。）を行うものとする。

2 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場を開設する者は、農林水産大臣の行う食品等取引実態調査に対して協力するため、農林水産省令で定めるところにより、その保有する情報であつて食品等の取引の状況その他食品等の取引の現況に関するものを提供するよう努めるものとする。

3 農林水産大臣は、食品等取引実態調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関及び食品等事業者、農林漁業者その他の関係事業者に対し、必要な協力を求めることができる。

(中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者による情報提供)
第二十四条 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場を開設する者は、次に掲げる情報を取得したときは、遅滞なく、法第三十四条第二項の規定により当該情報を農林水産大臣に提供するよう努めるものとする。

- 一 食品等の取引に係る不公正な取引方法に関する情報
- 二 前号に掲げるもののほか、食品等の取引の適正化に資する情報

<p>4 関係行政機関及び食品等事業者、農林漁業者その他の関係事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(食品等取引実態調査に基づく措置) 第三十五条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等取引実態調査の結果に基づき、食品等事業者及び農林漁業者に対する指導及び助言、食品等事業者及び農林漁業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定、食品等の取引に関する施策の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第三節 飲食料品等の取引の適正化に関する措置 第一款 飲食料品等事業者等が講ずべき措置等 (飲食料品等事業者等の努力義務) 第三十六条 飲食料品等事業者等は、飲食料品等の持続的な供給を図るため、他の飲食料品等事業者等との飲食料品等の売買その他の取引において、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。 一 取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求めらるる事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。 二 前号に掲げるもののほか、取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協力を行うこと。</p>	<p>(飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項) 第三十七条 農林水産大臣は、基本方針に基づき、農林水産省令で、前条各号に掲げる措置に関し、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。</p>
			<p>(飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項) 第二十五条 法第三十七条第一項に規定する飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項は、次のとおりとする。 一 飲食料品等事業者等は、法第三十六条第一号に規定する場合には、次のイからハまでに掲げる事項を行うことにより、同号に掲げる措置を講ずるものとする。</p>

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、飲食料品等の品質、その生産、製造、加工、流通又は販売の各段階での取扱いの状況、その取引の実態その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 農林水産大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項の改定をしようとするときは、公正取引委員会に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

(指導及び助言)
第三十八条 農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の第

イ 速やかに当該協議に応ずるとともに、定期的な協議の要請があった場合には適切な頻度で協議を行うこと。

ロ 取引条件に関する具体的な根拠となる資料のほか、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第三項に規定する公的統計、法第四十二条第一項第一号に規定する指標、行政機関が実施した調査の結果その他客観的な事実に基づいた情報であつて公表されているものを用いた説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。

ハ 当該飲食料品等の取引価格その他の取引条件を一方的に決定しないこと。

ニ 飲食料品等事業者等は、法第三十六条第二号に規定する場合には、速やかに必要な検討及び協力を行うことにより、同号に掲げる措置を講ずるものとする。

三 飲食料品等事業者等は、取引の相手方から、その取り扱う飲食料品等の取引条件に関する協議の申出又は当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案（以下この項において「協議の申出等」という。）がされた場合には、次のイ及びロに掲げる事項を行うことにより、法第三十六条各号に掲げる措置を講ずるものとする。

イ 協議の申出等のみを理由として、当該協議の申出等をした取引の相手方に対して、取引数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いを行わないこと。

ロ 取引の相手方から示された協議の申出等について、その検討結果及びその理由の説明その他必要な情報の提供を行うこと。

三十六条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該飲食物品等事業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第三十九条 農林水産大臣は、飲食物品等事業者等の第三十六条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、第三十七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該飲食物品等事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の勧告を受けた飲食物品等事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(報告及び検査)

第四十条 農林水産大臣は、前条第一項の規定の施行に必要な限度において、飲食物品等事業者等に対し、第三十六条各号に掲げる措置の実施の状況に必要ないし必要な報告をさせ、又は当該職員に、飲食物品等事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二款 指定飲食物品等に係る措置

(指定飲食物品等の指定)

第四十一条 農林水産大臣は、飲食物品等であつて、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、通常の生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われず取引条件が決定される傾向があることその他の事情から、その飲食物品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、農林水産省令で指定することができる。

(指定飲食物品等の指定)

第二十六条 法第四十一条第一項の規定に基づき、次に掲げる飲食物品等を指定飲食物品等として指定する。

- 一 米穀
- 二 野菜
- 三 豆腐
- 四 納豆
- 五 飲用牛乳（成分調整牛乳を除く。第二十九条第五号において同じ。）

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会及び当該指定をする飲食料品等の飲食料品等事業者等が主たる構成員又は出資者となっている団体その他の農林水産省令で定める者の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、第一項の規定による指定を解除しようとするときにについて準用する。

(認定指標作成等団体)

- 第四十二条 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、前条第一項の規定による指定をした飲食料品等(以下「指定飲食料品等」という。)ごとに、当該指定飲食料品等の飲食料品等事業者等(以下「指定飲食料品等事業者等」という。)又は当該指定飲食料品等事業者等が主たる構成員若しくは出資者となっている団体が組織する団体であつて、第四項各号に掲げる要件に適合すると認められるものを、その申請により、次に掲げる業務(以下「指標作成等業務」という。)を行う者として認定することができる。
- 一 当該申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標の作成及び当該指標の作成に資する資料の収集並びに当該指標の公表
 - 二 当該申請に係る指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及び前号に規定する指標に対する指定飲食料品等事業者等、一般消費者その他の関係者による理解の増進に資するために必要な情報の提供

- 2 前項の規定による認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書(以下「申請書」という。)を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 指標作成等業務の対象となる指定飲食料品等
- 三 指標作成等業務の運営体制に関する事項
- 四 指標作成等業務の運営に必要な資金の確保に関する事項
- 五 申請者を組織する指定飲食料品等事業者等又は団体に關する事項

- 3 申請書には、その申請に係る指標作成等業務に関する規程(以下この款において「業務規程」という。)

- (法第四十一条第二項の農林水産省令で定める者)
- 第二十七条 法第四十一条第二項の農林水産省令で定める者は、農林水産大臣が指定をしようとする飲食料品等の飲食料品等事業者等が主たる構成員又は出資者となっている団体とする。

(認定指標作成等団体の認定の申請)

- 第二十八条 法第四十二条第一項の認定の申請は、同条第二項に規定する申請書に、同条第三項に規定する業務規程(以下単に「業務規程」という。)のほか、次に掲げる書類を添付してしなければならない。
- 一 定款又はこれに代わる書面
 - 二 法人である場合においては、登記事項証明書
 - 三 認定を受けようとする者が法第四十三条第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 四 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)又は職員の氏名を記載した書類
 - 五 その他必要な書類

を添付しなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る申請者について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の規定による認定をするものとする。

一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

三 業務規程の内容が、次に掲げる基準に適合することであること。

イ 第一項の申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等間の売買その他の取引におけるその持続的な供給に要する費用の明確化に資することであること。

ロ 第一項第一号に規定する指標の作成に当たっては、同項の申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等又は当該指定飲食料品等事業者等が主たる構成員若しくは出資者となっている団体（申請者を除く。）であつて、当該指定飲食料品等ごとに生産、製造、加工、流通又は販売の各段階のうち農林水産省令で定める二以上の段階について各段階を代表すると認められる者を参画させること。

四 指標作成等業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

五 前各号に掲げるもののほか、指標作成等業務を適正かつ確実に行うために必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合することであること。

（指定飲食料品等ごとの段階）

第二十九条 法第四十二条第四項第三号口の農林水産省令で定める段階は、次の各号に掲げる指定飲食料品等の品目に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 米穀 生産、流通及び販売
- 二 野菜 生産、加工、流通及び販売
- 三 豆腐 その原料となる大豆の生産並びに製造、流通及び販売
- 四 納豆 その原料となる大豆の生産並びに製造、流通及び販売
- 五 飲用牛乳 その原料となる生乳の生産及び流通、製造並びに販売

（認定指標作成等団体の認定の要件）

第三十条 法第四十二条第四項第五号（法第四十四条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 法第四十二条第一項第一号に規定する指標の作成に参画することを希望する者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 二 前号に規定する指標の作成に参画する特定の段階に属する者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 三 法第五十条に規定する義務の履行が確保されるよ

<p>5 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、同項の申請に係る指定飲食料品等の生産、製造、加工、流通又は販売の全ての段階について各段階を代表すると認められる指定飲食料品等事業者等その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。</p> <p>7 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の規定による認定を受けることができない。</p> <p>一 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）でない者</p> <p>二 その法人又はその業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。第四号及び第五十条において同じ。）がこの法律その他飲食料品等の取引に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることになくなった日から二年を経過しないもの</p>
<p>（農林水産大臣による意見の聴取）</p> <p>第三十一条 農林水産大臣は、法第四十二条第五項（法第四十四条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により意見を聴こうとするときは、あらかじめ、意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に関し必要な事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>2 法第四十二条第五項の利害関係人として意見を述べようとする者は、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。</p>	<p>（飲食料品等の取引に関する法律）</p> <p>第二条 法第四十三条第二号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）</p> <p>二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）</p> <p>三 日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）</p> <p>四 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）</p> <p>五 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）</p> <p>六 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）</p>
<p>う、必要かつ適切な措置を講じていること。</p> <p>四 第一号に規定する指標の作成に参画する者又は当該者であつた者に対して、前号の措置と同等の措置を講じていること。</p> <p>（認定の公示）</p> <p>第三十二条 法第四十二条第七項（法第四十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、インターネットの利用により行うものとする。</p>	

<p>七 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第二十号）</p> <p>八 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）</p> <p>九 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三十四号）</p> <p>十 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）</p> <p>十一 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）</p> <p>十二 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）</p> <p>十三 計量法（平成四年法律第五十一号）</p> <p>十四 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）</p> <p>十五 健康増進法（平成十四年法律第三十号）</p> <p>十六 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）</p> <p>十七 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）</p> <p>十八 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）</p> <p>十九 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）</p> <p>二十 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）</p> <p>二十一 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）</p> <p>二十二 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）</p>	<p>三 第四十九条第一項の規定により前条第一項の規定による認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人</p> <p>四 第四十九条第一項の規定による前条第一項の規定による認定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人</p> <p>（変更の認定）</p> <p>第四十四条 第四十二条第一項の規定による認定を受けた者（以下「認定指標作成等団体」という。）は、同条第二項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる事項又は業務規程の変更（農林水産省令で定める軽</p>
<p>（認定指標作成等団体に係る変更の認定の申請）</p> <p>第三十三条 法第四十四条第一項の変更の認定を受けようとする認定指標作成等団体は、当該変更が業務規程又は第二十八条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない</p>	

<p>微な変更を除く。)をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。</p>	<p>2 認定指標作成等団体は、前項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 第四十二条第二項から第七項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。</p> <p>(廃止の届出)</p> <p>第四十五条 認定指標作成等団体は、その認定に係る指定食料品等について指標作成等業務を廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。</p> <p>(必要な協力の要請)</p> <p>第四十六条 認定指標作成等団体は、指標作成等業務を行うために必要があると認めるときは、その認定に係る指定食料品等の指定食料品等事業者等その他当該指定食料品等ごとに農林水産省令で定める関係者に対し、必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 前項に規定する指定食料品等事業者等及び農林水産省令で定める関係者は、同項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第四十七条 農林水産大臣は、認定指標作成等団体に対し、指標作成等業務の適正かつ確実な運営を確保する</p>		
		<p>(認定指標作成等団体に係る廃止の届出)</p> <p>第三十六条 法第四十五条の規定による届出は、廃止の日の前までに、届出書を提出しなければならない。</p>	<p>らない。</p> <p>(認定指標作成等団体に係る軽微な変更)</p> <p>第三十四条 法第四十四条第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。</p> <p>一 法第四十二条第二項第一号に掲げる事項の変更</p> <p>二 法第四十二条第二項第四号に掲げる事項の変更</p> <p>三 法第四十二条第二項第五号に掲げる事項の変更</p> <p>四 業務規程の変更(誤記の訂正、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の業務規程に記載されている内容の實質的な変更を伴わない変更に限る。)</p> <p>(認定指標作成等団体に係る変更の届出)</p> <p>第三十五条 法第四十四条第二項の規定による届出は、当該変更が業務規程又は第二十八条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。</p>

ために必要な指導及び助言を行うものとする。

(改善命令)

第四十八条 農林水産大臣は、認定指標作成等団体の指標作成等業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該認定指標作成等団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第四十九条 農林水産大臣は、認定指標作成等団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第四十二条第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたとき。
 - 二 第四十三条第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたとき。
 - 三 不正の手段により第四十二条第一項の規定による認定(第四十四条第一項の変更の認定を含む。)を受けたことが判明したとき。
 - 四 第五十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - 五 この法律若しくは第四十三条第二号の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。
- 2 第四十二条第五項から第七項までの規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(秘密保持義務)

第五十条 認定指標作成等団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第四十二条第一項第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告及び検査)

第五十一条 農林水産大臣は、指標作成等業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、認定指標作成等団体に対し、指標作成等業務の状況に関し必要な報告をさせ、又は当該職員に、認定指標作成等団体の事務所に立ち入り、指標作成等業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

<p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>第四節 公正取引委員会への通知</p> <p>第五十二条 農林水産大臣は、食品等の取引に関し、公正な取引方法に該当する事実があると思料するとき、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。</p>	<p>第五節 雑則</p> <p>第五十三条 国は、広報活動その他の活動を通じて、食品等の持続的な供給を実現するための施策に関して国民の理解を深めるとともに、その施策の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。</p>	<p>第四章 雑則</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第五十四条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。</p>
<p>(身分を示す証明書)</p> <p>第三十七条 法第二十九条第二項、第四十条第二項又は第五十一条第二項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。</p>			<p>(権限の委任)</p> <p>第三十八条 法第六条第一項、同条第六項及び第八項から第十項まで(これらの規定を法第七条第三項(法第八条第七項、第九条第八項及び第十条第七項において準用する場合を含む。)、第八条第六項、第九条第七項及び第十条第六項において準用する場合を含む。)、第七条第一項及び第二項(これらの規定を法第八条第七項、第九条第八項及び第十条第七項において準用する場合を含む。)、第十二条第一項及び第二項、第二十条並びに第二十一条の規定による農林水産大臣の権限のうち、安定取引関係確立事業活動等又は連携支援事業が一の地方農政局又は北海道農政事務所の管轄区域内のみにおいて行われる安定取引関係確立事業活動計画、流通合理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動計画、消費者選択支援事業活動計画又は連携支援計画に係るものは、これらの計画の認定を受けようとする者の住所地又は</p>

<p>(農林水産省令への委任)</p> <p>第五十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。</p>		<p>主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>2 法第三十四条第一項及び第三項、第三十五条、第三十八条から第四十条まで並びに第五十二条の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p>
<p>第五章 罰則</p> <p>第五十六条 第五十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>二 第二十九条第一項、第四十条第一項若しくは第五十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>三 第三十条の規定による命令に違反したとき。</p>		
<p>第五十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。</p> <p>2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</p>		